事 務 連 絡 平成 27 年 3 月 18 日

都道府県労働局 労働基準部労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局 補償課長補佐(業務担当)

効果的な債権回収業務の実施に係る参考事例集の作成について

第三者行為災害に係る求償債権の回収業務の弁護士への委託(以下「弁護士委託」という。)については、平成17年7月19日付け基発第0719002号「求償債権の回収業務の業務委託の実施について」において求償債権の回収業務委託実施要綱を定めているところであるが、直近3か年において弁護士委託を行った都道府県労働局は数局に限られているという現状である。

この状況を踏まえ、平成27年2月13日付け労災発0213第2号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」おいて別途送付することとしていた参考事例集を別添のとおり作成したので、これを参考にして、弁護士委託の仕組みを一層活用されたい。

# 求償債権の回収業務の業務委託活用事例集



# 目 次

I	求償債権の回収業務委	託の概要・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • •	·····	••••••	1
II	具体的な活用事例・・	•••••	•••••	••••••	•••••	(	3
<	<事例1> 事案の概要 ····・・ 参考資料 ····・・・					····· 4	_
<	〈事例2>				÷		=
	事案の概要 ・・・・・・ 参考資料 ・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			1	3 0
<	<事例3> 事案の概要 ····・・ 参考資料 ····・・・		•••••			1	_
<	<事例4> 事案の概要 ・・・・・・ 参考資料 ・・・・・・・					19	-
<	<事例 5 > 事案の概要 ····・・	•••••	••••••			28	2
Ш	契約のための起案文例					••••• 2	.3

## I 求償債権の回収業務委託の概要

詳細は平成17年7月19日付け基発0719002号において定める「求償債権の回収業務委託実施要綱」のとおりであるが、概要は以下のとおり。

## 1 委託対象事案

求償債権の額が300万円(200万円)以上であって、回収に当たって困難が伴うと見込まれるもの。

## 2 業務内容

- (1) 求償債権回収のための次の業務(労働局長への報告を含む。)
  - ア 折衝前の準備調査(過失割合や不動産評価証明等の資産調査など)
  - イ 債務者に対する内容証明郵便の送付
  - ウ 内容証明郵便を送付後、債務者から連絡がない場合の再送付
  - エ 債務者との折衝
  - オ 債務承認書の作成
  - カ 「委託業務終了報告書」の提出
  - キ その他、債権回収のために必要な業務
- (2) 上記(1)の業務を行っても回収ができない場合は次の業務
  - ア 回収に至らなかった経緯の報告(任意様式による)
  - イ 回収業務で知り得た資料の提出
  - ウ 「委託業務終了報告書」の提出

## 3 契約及び報酬の支払

## (1) 契約期間

契約期間は契約日から契約年度の末日までとするが、業務の必要性が認められる 場合について再契約することを妨げない。

#### (2) 報酬額

報酬は報酬算出表(最低保証額20万円+回収額比例額)に基づき支払う。また、 業務を行うに当たって要した旅費は、報酬額とは別に国家公務員等の旅費に関する 法律に基づき支払う。

## (3) 予算の示達

報酬の支払に係る予算は、本省に対して提出する「債権回収業務契約報告書」の 内容により、その都度、必要額を本省から示達する。

## 4 契約時に手交すべき書類

求償債権の回収業務委託実施要綱、契約書、委託業務終了報告書、及び求償債権の回収業務に係る報酬額算出表

## 5 弁護士の選任

委託を行う弁護士の選任については、民事債権の回収業務に係る受託経験(委託者を問わない)があること、委託時において当該債務者との間に契約等を締結していないことが要件であるが、それ以上の要件は課していないので、労災法務専門員又は弁護士会に相談する等の方法により委託者を選任すること。

## 6 弁護士への委託に当たっての留意事項の説明

求償債権は国の債権であるので、債権額の変更については、変更すべき理由と、減額の根拠が明確であることが必要である。したがって、交渉過程での譲歩による減額ができないこと、減額する必要性が生じた場合には事前に局と協議することを委託時に説明しておくこと。

## Ⅱ 具体的な活用事例

直近3か年に委託を行った事例を中心に、具体的な活用事例を5例整理して掲載した。

(注) 今回掲載した事例では、業務委託する労災法務専門員に対して多くの資料等を提供しているが、これは、あくまでも例であって、特段資料を作成せずに相談、業務委託を行っている事例も存在する。

資料作成の必要性、内容の程度については、事案の内容や日頃からの相談経過によって様々であるため、当然のことながら、これだけの資料を作成しなければならないということを示す意図ではないことを申し添える。

## <事例1>

自動車保険会社(任意)が免責を主張し、求償に応じない事案

#### <事例2>

自動車保険会社(任意)の損害賠償打切り後の労災保険給付に係る求償に、治ゆ日後の給付であるとして、自動車保険会社が求償に応じない事案

### <事例3>

自動車保険会社(任意)が、傷病年金受給者の治療費及び休業損害について、特定日以降 は治ゆ後の治療等であると主張し、求償に応じない事案

#### <事例4>

自動車保険会社(任意)が、署が労災保険給付額を通知していたにもかかわらず、当該通知を承知していなかったと主張し、求償に応じない事案

#### <事例5>

特定の自動車保険会社(任意)が、複数の債権について労働局の督促を長期間放置するなど不誠実な対応で、求償に応じない事案

## 活用事例1

#### 1 事案の概要

平成■年■月■日、

第二当事者が運転

する普通貨物自動車がセンターラインを越えて第一当事者に突っ込み負傷させた事案。

第一当事者は重要な重傷を負い療養継続中であるが、自動車保険非対応となったた

め、平成■年■月■日に労災請求を行い、労災保険給付額は

なお、過失割合については第二当事者の過失100%で疑義は生じていない。

## 2 債権回収に当たっての困難点

自賠責保険への求償は完了しているが、以下の理由から、損害賠償責任を負う債務者の 特定が困難でかつ免責を主張されている状況にあり、残額を誰に対して求償すべきかに疑 義が生じている。

① 第二当事者本人

- ② 第二当事者が加入する自動車保険会社 免責を主張し保険給付を行わないと主張している。(※何度照会しても、なぜ免責 となるのか明確な回答がない。)
- ③ 第二当事者運転車両の保有者として運行供用者責任を負う 対応は自動車保険会社に一任しているという主張のみ。

#### 3 委託までの経緯

- (1) 署からの債権発生通知及び添付資料の送付により上記2の状況を把握。
- (2) 労災法務専門員に相談。
- (3) 自賠責へ直接求償。
- (4) その後の求償に係る調査方針について、労災法務専門員へ相談。
- (5) 労災法務専門員の助言を踏まえて調査を実施。
- (6) 自動車保険会社及び へ納入告知書を送付。
- (7) 労災法務専門員と債権回収業務について委託契約を締結。

## 4 委託の結果

継続中であるが、以下のとおり回収に向けて状況は改善している。

<これまでの対応状況>

本件の保険会社は免責と主張する理由を全く回答しない等不誠実な対応をとり続けていたが、弁護士対応を予定している旨最後通告したところ、対応が一変したもの。

ところ、「第二当事者は事故当時、

ただし、その後の調査において

という

事実も確認できず、保険会社の調査がずさんであったことも明らかになったところである。

## 5 本件のポイント

署から報告により複雑困難な事案であることを把握し、その後すぐに対応方針を労災法 務専門員に相談している。

その結果、必要な調査が的確に行われるとともに、事案の内容について情報共有が図られ、内容を十分に把握した段階で同人と委託契約を締結することができている。弁護士への回収業務の委託に当たっては、委託者を探すことや、その事案の概要を説明することが必要となるが、労災法務専門員へ事案の調査段階から相談し関与していただくことにより、債権回収業務委託のための作業を軽減することにつながっている。

労災法務専門員へ委託を検討する際の手法としての好事例である。

## 6 参考資料

- 委託に際して提供した資料一覧(事例1)
- ·起案文例(後記Ⅲ)

## 委託に際して提供した資料一覧(事例1)

第一当事者(被災者) 甲第二当事者(加害者) 乙

1. 担当者等一覧

## 第一当事者(被災者)からの提出資料

- 2. 療養補償給付たる療養の給付請求書
- 3. 交通事故証明書
- 4. 交通事故発生現場図
- 5. 別冊判例タイムズ38【39】図
- 6. 第三者行為災害届(被災者からの事故報告) その1~その4
- 7. 念書(兼同意書)(被災者)
- 8. 労災保険先行願
- 9. 被害者の父が加入する自動車保険証券(人身傷害保険)

## 第二当事者(加害者)からの提出資料

10. 第三者行為災害報告書(加害者からの事故報告書) その1~その2

## 第二当事者に関する情報

- 11. TSR情報(平成 年 月 日付け)
- 12. 官報検索結果一覧
- 13.
- 14.

## 自賠責保険会社関係

- 15. 平成 ■年 ■月 ■日付け支払状況照会
- 16. 平成 毎年 ■月 ■日付け同回答
- 17. 自賠責保険支払通知関係、入金記録

## 任意保険会社関係

- 18. 平成 ■年 ■月 ■日付け電話照会メモ
- 19. 平成 年 月 日付け支払状況照会
- 20. 平成 年 月 日受付同回答
- 21. 平成 ■年 月 日付け照会文書
- 22. 同回答(平成 ■年 ■月■日付け電話聴取記録)

- 23. 平成 ■年 ■月 日付け損害賠償請求予告文書 (No.37 同意書添付)
- 24. 同回答(平成 ■年 ■月 日付け「事故に関するご連絡」)
- 25. 平成 ■年 ■月 ■日付け「第三者行為災害による損害賠償の請求について」
- 26. 平成 **■**年 ■月**■**日作成納入告知書 (No.3、6、7 写し添付)

## 関係

- 27. 平成 年 月 日付け 面 面談聴取記録
- 28. 料金精算明細書
- 29. 約款 (ホームページより)
- 30. 平成 第年 1月1日付け損害賠償請求予告文書
- 31. 平成 ■年 ■月 ■日付け「第三者行為災害による損害賠償の請求について」
- 32. 平成 ■年 ■月 ■日作成納入告知書

## 人身傷害保険の取扱い状況

33. 平成 ■年 ■月■日付け 担当者への電話聴取記録

## 他車運転危険補償特約の有無

- 34. 平成 ■年 ■月 日付け保険代理店 担当者面談聴取記録
- 35. 有限会社丙の社有車に係る自動車保険約款抜粋(他車運転危険補償特約)

## 第二当事者への調査

- 36. 平成 ■年 ■月 日付け加害者乙面談聴取記録
- 37. 乙個人情報提供同意書(平成 ■年 ■月 ■日付け)
- 38. 平成 ■年 ■月■日付け「事故に関するご連絡」(任意保険会社から乙あて)

## 労災法務専門員相談記録

- 39. 平成 年 月 日 (第1回~ 第4回相談)
- 40. 平成 年 月 日 (第5回相談)

## 被災者への労災保険給付状況資料(平成■年■月■日現在)

- 41. 診療費レセプト
- 42. 薬剤費レセプト
- 43. 休業補償給付情報検索
- 44. 年金概要検索
- 45. 介護補償給付情報検索

## 活用事例2

#### 1 事案の概要

なお、第二当事者Aと第二当事者Bの過失については第二当事者A80%、第二当事者B20%で物損示談が成立しており、求償に際し、第二当事者A自賠責保険は残額無しのため請求できず、第二当事者B自賠責保険からは競合請求により が応償されたのみ。

### 2 債権回収に当たっての困難点

保険会社は、平成 ■ 日 日 日 日 日 で本件事故による傷害は治ゆしたものと判断し損害賠償を打ち切っていることから、その後行った労災保険給付について、保険会社が求償を拒否している。

また、第二当事者A及びBは両名とも国外に転居し、所在不明となっている。

#### ① 主治医の判断

保険会社が主張する治ゆ日は、治療中止の診断書であり、その後も治療及び休業の必要性を認め、結果として治療は打ち切られず継続しており、最終的な症状固定日は平成量年1月1日であった。なお、署においては当該主治医の判断を確認の上、保険給付を行っていた。

#### ② 示談の状況

保険会社は損害賠償を打ち切った後、速やかに示談を行っておらず、主治医の症状固定の判断後に示談をしている。さらに、示談の内容も労災保険給付を受けることを前提として、その上乗せとして一定額を支払うこととしており、損害賠償対象期間が矛盾していた。

#### 3 委託までの経緯

- (1) 当初より保険会社が求償に応じない旨回答していたため、自賠責請求後、残額の回収方針について労災法務専門員に相談。
- (2) 第二当事者が2名とも所在不明であることが判明し、保険会社から示談が成立した旨の回答があった。
- (3) 労災法務専門員に対応方針を相談。
- (4) (3)で助言された資料を収集し、上記2の情報が判明した。
- (5) 労災法務専門員と債権回収業務について委託契約を締結。

## 4 委託の結果

委託契約の締結後、保険会社との交渉は弁護士に一任。

保険会社及び第一当事者の代理人弁護士に対する調査により、保険会社の主張の矛盾点を指摘することができ、保険会社が求償に応じることになった。求償額についても全額応じるべきとの主張を行ったが、保険会社から「第一当事者が本件事故直前に別の交通事故により負傷しており当該負傷による部分は減額すべき」との主張がなされた。

保険会社から主張の根拠に係る資料が提出され、同内容が合理的であると認められたため、本件事故前の事故に起因する部分の減額を行い、全額応償された。

## 5 本件のポイント

治ゆ日の認定について、署の給付調査において主治医への確認が的確に行われており、 診断書等の書証も充実していたことに加え、調査方針等について業務委託する労災法務専 門員に委託前から相談していたことにより、資料収集後の保険会社との交渉が優位に進め られた好事例。

## 6 参考資料

労災法務専門員に対する協議資料(事例2)

## 債権回収事案の概要

- 1 第一当事者 〇〇 〇〇
- 2 災害発生日時・場所
- (1) 日時 平成 ■年 月 ■日 午後 ■時 分頃
  - (2) 発生場所 ●●県△△郡××町○○地内
- 3 第二当事者
  - (1) A (被災労働者が同乗していた車両の運転手)
  - (2) B (被災労働者が同乗していた車両と衝突した相手方)

※両者は不真正連帯債務者の関係にある。

※双方の住所に求償予告文書を送付したが、宛先不明で返送されている。

4 事故発生状況(資料No.1.2.3)

第一当事者は夜勤のために会社に向かう途上において、同僚のAが運転する普通乗用自動車の助手席に同乗し、●●県△△郡××町○○地内の二車線の道路の左側車線にて信号待ちで停車していた(前方には数台の車が信号待ちをしていた)。その後、Aが信号待ちの縦列から右折レーンに車線変更した際に、当該車線の右レーンを直進して走行していたBが運転する普通貨物自動車に衝突したもの。

- 5 身体損傷の状況(資料№8.10.11.13)
  - (1) 第一当事者

ア 傷病名

イ 医療機関

●●整形外科 主治医 △△△△

- (2) 第二当事者(A、B) 双方ともに負傷なし。
- 6 双方の過失割合について

第一当事者は、Aの運転する普通乗用車の助手席に同乗していたことから、本件に関して過失が認められないため、第一当事者の過失割合0%、第二当事者の過失割合100%と認定した。(なお、第二当事者間においては、A80%、B20%で物損示談を交わしている。)

(1) 治療期間(平成 二年 月 二日~平成 二年 月 二日)	
当初、Aの任意保険会社が任意一括扱いとして治療費及び休業損害を支払っていた	. t
のの、平成 ■年 <b>■</b> 月 ■日にて治療中止の診断書を主治医から取り付け、同日までて	•損
害賠償を打ち切ったもの。	
その後、労災請求が行われ、療養の必要性が認められたため、労災保険は任意保険	会
社が打ち切った後の補償を平成■年■月■目(主治医の治癒診断日)まで行ったも	,の
である。	
(2) 支払額の内訳	
アー任意保険会社の損害賠償	
治療費 平成 年 月 10000000000000000000000000000000000	
休業損害 平成 二年 月 100 日~平成 二年 100 月 100 日	
イー労災保険の給付額	
療養給付 平成 二年 三月 三日~平成 三年三月 日日	
休業給付 平成 年 月 日 日 一 平成 1 年 1 月 1 日	
8 自賠責保険の支払額(資料 No. 5)	`
(1) Aの自賠責保険	
(2) Bの自賠責保険	
9 任意保険の支払い額(資料№6.12)	
(1) Aの任意保険会社(任意一括) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
支払内訳 治療費	÷
諸経費	
休業損害	,
慰謝料	
(2) Bの任意保険会社	
10 Aの任意保険会社に対する求償額(資料No.6)	
	1
11 任意保険会社に対する求償結果 (資料No.7.13)	
任意保険会社は、平成 🌃 年間月 📓 日をもって打切りの判断を行っており、その後の	)期

治療費及び休業損害の支払い(資料№4.8.9)

間の労災保険給付に係る求償には応じることはできないと主張している。 (打切りの根拠)

- ・ 主治医の「平成 二年 月 二日にて治療中止の診断書」の取り付け、及び顧問弁護士の意見「(治療期間が) 一般的な 損害賠償の域を逸脱している」を得たこと。
- ・ 平成 ■年 ■月にレントゲン、カルテ等の医学的な資料を全て取り寄せた上で、会社の顧問医に意見を求めたところ、「器質的な異常は認められず、(打ち切り後の) 治療は必要ない」との回答を得ていること。
- 12 示談について (資料No.12)

平成 ■年 ■月 ■日に「人身損害に関する承諾書」により示談成立。 (示談内容抜粋)

- ※ 任意保険会社は、 については、自社が認定した損害賠償期間に対する慰謝料であるとの主張。
- 13 第一当事者の症状固定に関する主治医意見(資料№10)
  - (1) 局からの照会内容

任意保険会社は、平成 年間月 間日で治療中止とし、平成 間年間月間日以降の支払は不可としているが、平成 間年間月間日以降の療養の必要性についてご教示いただきたい。

(2) 主治医の回答

14 ご教示いただきたい事項(資料No.9.11.12)

局としては、主治医が被災者に対する治療及び休業の必要性を認めていることを確認した上で、給付を行ったものである。

さらに、上記示談において、労災保険給付等の上乗せとして(労災保険給付を前提とした上で) により示談としており、損害賠償対象期間が矛盾するものである。

以上のことから、任意保険会社の判断は、主治医の実際の治療行為及び判断を無視した

ものであり、局の求償に応ずべきものと考えるが、ご意見を伺いたい。

## <事案に係る資料>

- No. 1 第三者行為災害届
- No. 2 第三者行為災害報告書(第二当事者A及びBからそれぞれ徴したもの)
- No. 3 交通事故証明書
- No. 4 損害賠償等につき回答(平成 年 月 日付け、Aの任意保険会社)
- No. 5 損害賠償等につき回答(平成 年 年 月 日付け、Aの自賠責保険会社)
- No. 6 第三者行為災害による損害賠償の請求について(Aの任意保険会社あて)
- No. 7 求償に対する回答文書(Aの任意保険会社)
- No. 8 労災保険給付に係るレセプト関係資料
- No. 9 労災保険給付に係る休業給付関係資料
- No. 10 局からの照会に対する主治医の「傷病の状態に関する診断書」
- No.11 主治医の診断書
- No. 12 人身損害に関する承諾書(示談書)
- No. 13 Aの任意保険会社が取り付けた主治医の診断書
- No.14 監督署における処理経過簿
- No. 15 労働局における処理経過簿
- No.16 その他

## <参考>

保険会社担当者一覧

## 活用事例3

## 1 事案の概要

第一当事者は徒歩で帰宅途中に、片側一車線対面通行の道路を横断歩道以外の場所で横断中に第二当事者が運転する と接触し の 重傷を負ったもの。

- (1) 求償の経過
  - ① 平成 年 月に治療費部分について一部請求 (納付済)
  - ② 災害発生から3年経過するため、求償対象額の残額( を ) を請求したところ、平成 年 月 日で症状固定との医師の診断書が存在するため、それ以降の求償には応じられないと主張。
- - ① 療養給付 災害発生日(平成 ■年 ■月■日)から15日後~支給
  - ② 休業給付 災害発生日~平成 4年 月末まで
  - ③ 傷病年金 平成 ■年■月~
- (3) 当事者の示談状況

第二当事者所属の が契約する自動車保険会社が と示談 交渉を行っているが、対応してもらえず未成立。

## 2 回収に当たっての困難点

自動車保険会社が、傷病年金支給期間分について、一部を症状固定後であり応じられない旨主張していること、また、示談交渉が難航しており後遺障害認定が行われず総損害額も確定しないことから求償に応じることができないと支払時期についても猶予を求める主張であったこと。

なお、本件の過失割合について双方の意見は一致していた。

## 3 委託までの経緯

- (1) 労災法務専門員に事案を説明し、委託について了承を得る。
- (2) 労災法務専門員に委託 (■年度)。
- (3) 全額債務承認、一部納入で業務終了(残額について後遺障害認定時に再協議する旨の確認書を交わしている)。
- (4) 3年後に示談未成立の状態で第一当事者死亡(事故による負傷とは直接因果関係が 認められない疾病が死因である)。
- (5) 残額について再協議の必要が生じたため、当該労災法務専門員に再度委託(工年度)。

## 4 委託の結果

(1) ■ 年度委託

委託後、保険会社との交渉は受託者へ一任。相手方保険会社も弁護士に委託したも

の。以降、弁護士間の交渉を重ね、「第一当事者が自賠責保険の後遺障害の認定も受けていないので全損害が確定せず、症状固定後の治療費、休業損害が支払いにくい」という主張になり、求償額に対しては承認するが、支払時期について協議をお願いしたいという申出が保険会社から行われた。

当該申出を受けて、示談未成立の状況下で支払を強硬に求めることも困難であるため、①労働局が保険会社に対して請求を行う額、②保険会社がその一部を内払(■ ) すること、③第一当事者の後遺障害認定後に残額及び遅延損害金の支払いについて協議することについて「確認書」を交わし、業務を終了した。

## (2) 年度委託

第一当事者が後遺障害認定を受けないまま死亡したことから、第二当事者が遺族に対して損害賠償存否確認調停を申し立てた。労働局としても「確認書」において約した残額の請求に係る協議を行う必要があったため、再度弁護士に委託を行った。

保険会社に対して残額の支払いを求める過程で、第一当事者の遺族の代理人弁護士が自賠責の後遺障害認定手続が行われたため、この認定過程において労災保険給付の考え方等への照会への対応を行っていただいた。

結果として、自賠責の後遺障害認定後に請求額のうち(1)で内払いされた残額(■ )が応償され、全額回収することができた。

#### 5 本件のポイント

本件は、後遺障害認定が行われていないにもかかわらず保険会社が、特定日以降の治療 費等の支払ができない旨主張していたものであるが、弁護士間の交渉により、支払日さえ 確定すれば全額応償することが確認されたもの。保険約款上、後遺障害を含む保険金の支 払が後遺障害認定後でなければ行い得なかった保険会社側の事情により処理期間が長期 にわたっているが、弁護士間で争点整理が効率的に行われた事案である。

#### 6 参考資料

労災法務専門員に対する協議資料(事例3)

## 債権回収事案の概要

1 災害発生状況

第一当事者が徒歩で帰宅途中に、第二当事者が運転する に轢かれたもの。なお、 過失割合は「第一当事者 20%:第二当事者 80%」である。

- 2 事故の当事者
  - (1) 第一当事者(被害者)

氏名:〇〇〇〇

所在地:○○市××町1-2-3

所属事業場:△△工業㈱(○○市××町4-5-6)

- (2) 第二当事者(加害者)
  - ア ●●●● (運転者)
  - イ 〇〇 株 (事業主)
  - ウ □□損害保険㈱(事業主が加入する任意保険会社)
- 3 療養の経過
  - (1) 平成 ■年 ■月 日 (●日~○日まで自賠責保険適用で、○日~労災保険適用) A病院入院(レセプト診断名)
  - (2) 平成 ■年■月

A病院の甲医師による診断書受理。(診断書要旨: 労災保険として治療継続を認める)

(3) 平成 ■年 月

A病院の甲医師による診断書受理。(診断書要旨: 労災保険として治療継続を認める)

- (4) 平成 年 月 日
  - B病院へ転医
- (5) 平成 ■年■月■日
  - ·C病院へ転医(レセプト診断名)
- (6) 平成 ■年■月
  - C病院の乙医師による診断書受理。(診断書要旨: 労災保険として治療継続を認める) ※ 平成 ■ 年■月~傷病年金移行
- (7) 平成 年 月 ■日
  - D病院へ転医(レセプト診断名)
- (8) 平成 年 月 月
  - E病院へ転医(レセプト診断名)
    - ※ 保険会社はE病院の丙医師の診断書「初診(転医)時には症状固定に至って いたと考えられた」との記載をもって、同日での症状固定を主張。

- (9) 平成 ■年 月 日F 病院へ転医(レセプト診断名)
- (10) 平成 **■**年**■**月 F病院の丁医師による診断書受理。(診断書要旨)
- (11) 平成 年 月 F病院入院継続(レセプト記載の傷病経過) ※求償額算定期間終了(災害発生後3年経過のため)
- (12) 平成 ■年 ■月 F病院入院継続 (レセプト記載の傷病経過)
- (13) 平成 **■**年**■**月 F病院入院継続(レセプト記載の傷病経過)

現在(平成 年 月) に至る

## 4 事案の争点

(1) 保険会社の主張

上記3の(8)のとおり、E病院の丙医師の診断書の記載をもって症状固定と判断しているため、それ以降の求償には応じられないと主張している。(それ以前の求償には応じると思われる。)

(2) 局の主張

上記3の(8)以降、現在に至るまで医師の診断によって治療(入院)の必要性が継続して認められている。そのため、求償期間完了(災害発生後3年間)まで、求償に応じてもらいたい。

※ 上記3の(10)で受理したF病院の丁医師による診断書において「今後6か月の症状変化見込みなし」との記載もあるが、同時に「今後の治療及び入院の要否」については「現在の治療の継続要」で「 の管理のための入院を要す」とされている。

## 活用事例4

#### 1 事案の概要

自賠責保険も任意保険もC保険会社が保険者である事案について、署が労災保険給付 (遺族補償年金前払一時金及び葬祭料)の支払予定日及び支払予定額を付して、C保険会 社へ損害賠償等の照会を行っていたにもかかわらず、労災保険給付から3か月後に、C保 険会社が受給者に対して重複の塡補を行っていたもの。

局において求償のため、請求書を送付したところ、C保険会社は支払済のため応償不可と回答している。( ( ) )

## 2 回収に当たっての困難点

署からC保険会社D支店に対して、自賠責及び任意保険の支払状況に係る照会文書を送付しているが、当該文書が自賠責部門のみで管理され、任意保険担当者は承知していなかったと主張している。

本件は、任意一括対応であったことから、任意保険部門の担当者が当該照会文書の内容を承知していなかったことで重複払いを行っている。

当該理由によりC保険会社に重複払いの瑕疵がないため求償には応じないという主張である。

#### 3 委託までの経緯

- (1) 重複払い発覚後に、当該保険給付の取扱いを本省協議。(求償すべきと回答)
- (2) 労災法務専門員に本件に係る行政の瑕疵について見解を相談。
- (3) 労災法務専門員から全額求償可能(ただし、行政の瑕疵による減額を主張される可能性はある。)との回答を得て、再度C保険会社へ請求。
- (4) C保険会社は何ら新たな主張なく、従来の回答を繰り返すのみ。
- (5) 労災法務専門員と債権回収業務について委託契約を締結。( 年度契約)

#### 4 委託の結果

#### 5 本件のポイント

本件は、署が労災保険給付予定日を通知した後に、保険会社が重複の塡補を行ったもので、この結果につき行政の瑕疵が認められるか否か争点であるが、保険会社の担当者とはこの点の議論が進まなかったため、委託により弁護士同士の論点整理が期待できる。

#### 6 参考資料

労災法務専門員に対する協議資料(事例4)

## 債権回収事案の概要

1	災害発生状況
Т	火骨光生机儿

- (1) 事故発生日 平成 ■年 ■月■日午後 ■時 ■分
- (2) 事故発生場所 ●●市××町 148 番地 国道●号線
- (3) 交通事故状况


- 2 労災請求に至った経過
  - (1) 死亡労働者 X 昭和 ■年 ■月■日生(死亡当時 ■歳)
  - (2) 請求人 W 昭和 ■年 月 ■日生(■■■■)
- 3 損害賠償に対する照会等の時系列
  - (1) 関係先

Yが加入する自賠責保険 C保険会社

Yが加入する自動車保険 C保険会社

- ※ 本件は、Y車両の保険会社が対応すると整理されている。(Z1、Z2への請求なし)
- (2) 自賠責保険への照会
  - ① 平成 ■年 ■月 ■日

C保険会社D支店に対して、署長より労災保険給付予定及び自賠責保険からの支払状況について照会。(資料No.5)

- ② 平成 ■年 月 ■日
  - C保険会社E課より請求がない旨の回答書受理。(資料№6)
- ③ 平成 年 月 日日

C保険会社D支店に対して、署長より ■ の療養補償給付及び遺族前払い一時金を平成 ■ 年 ■ 月末に支払う予定である旨を通知。(資料No.7)

④ 平成 ■年 ■月 ■日

C保険会社D支店に対して、署長より の遺族年金及び葬祭料を平成

■年■月■日に支払い済みである旨を通知。(資料No.8)

⑤ 平成 ■年 ■月 ■日

C保険会社Fグループより、対人一括処理でC保険会社Gセンターが担当(担当者N)しており、平成■年■月■日に自賠責保険の死亡損害金■日本日本の回答を受理。(資料No.9)

(3) 自動車保険への照会

本件は、自賠責保険と自動車保険の取扱いが同じ保険会社であったことから、署は上記(2)の①、③、④の通知は自賠責保険及び自動車保険に実施しているという認識であった。

- ① 平成 ■年 月 ■日
  - C保険会社Gセンターに対して、署長より平成 ■年 月 日に労災遺族補償年 金及び葬祭料 を支払い済みである旨を通知した。(資料No.10)
- ② 平成 ■年 月 ■日

## 4 損害賠償に至った時系列

- ① 平成 ■年 ■月 日 署長より局長に対して「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」の進達。
- ② 平成 **二**年 **日**月 **日**日 C保険会社 E 課に対して、治療費 **2**000 の求償予告書を送付した。(自賠責の請求)
- ③ 平成 ■年 ■月 ■日②の請求額が納付された。
- ④ 平成 ■年 ■月~■月 本省に対して、自動車保険会社から同一事由である死亡損害金及び葬儀費用が支払われているので対応方針を協議した結果、求償手続きを進めるよう指示された。
- ⑤ 平成 ■年 ■月 ■日

(資料No.12)

⑥ 平成 ■年 ■月 ■日

C保険会社Gセンター担当者Nに、上記3の(2)の③のとおり通知済みであるので求 償事案として納入告知書を送付する旨を通知したところ、署からGセンターに連絡がな かったので、求償には応じられないとの回答があった。

- ⑧ 平成 ■年 ■月 ■日 C保険会社Gセンターより、損害賠償には応じられない旨の申立書及び納入告知書が 返送された。(資料№13)

## 5 ご教示願いたい事項

本件は、自賠責保険と自動車保険の取扱いが同じ保険会社であったことから、署は上記 2の(2)の①、③、④の通知は自賠責保険及び自動車保険に実施しているという認識でおこなっている。(※照会文書に自賠責保険証明書番号及び自動車保険証券番号を付している。)

しかしながら、対人一括対応の担当者は自動車保険を担当しているC保険会社Gセンターあてに連絡がなかったので、求償には応じられないと主張されているところである。署長が同一保険会社の異なる部門に対して労災保険の支払について予告していることを理由に求償に応じられないとするC保険会社の主張は妥当なものかご教示願いたい。

## <事案に係る資料>

- 資料No.1 遺族補償年金支給請求書
- 資料No.2 遺族補償年金前払一時金請求書
- 資料No.3 葬祭料請求書
- 資料No.4 交通事故証明書
- 資料№.5 C保険会社D支店への照会書
- 資料No.6 C保険会社E課回答書
- 資料No.7 C保険会社D支店への通知書
- 資料No.8 C保険会社D支店への通知書
- 資料No.9 C保険会社Gセンターからの回答書
- 資料No.10 C保険会社Gセンターへの照会書
- 資料No.11 C保険会社Gセンターからの回答書
- 資料No.12 自賠責調查事務所電話聴取書
- 資料No.13 C保険会社Gセンター担当者Nの申立書

## 活用事例5

## 1 事案の概要

A保険会社に対して求償した債権について、複数の債権が、担当者に何度連絡をしても 応答なく、納入されない状態が継続していた。(■件、■■■■■■■■■■■

## 2 回収に当たっての困難点

納入告知後、何度も電話督励を実施して支払の意思の有無や納付見込み時期等について 確認しているにもかかわらず明確な回答がない状態が継続していた。

さらに、担当者を訪問し納入督励を実施しても、なんら連絡がない不誠実な応対が続いていた。

## 3 委託までの経緯

- (1) 電話督励の実施。
- (2) 訪問督励の実施(最終通告)。
- (3) 労災法務専門員と■件の債権回収業務について委託契約を締結。(当該労災法務専門員はB保険会社の顧問弁護士でもある。)

## 4 委託の結果

委託者名で保険会社に請求書を送付したところ ■件すべてについて応償する旨の連絡があった。(係争中の事案を除き全件ほぼ請求額で納入された。)

なお、これらの債権回収後、局は当該保険会社に対して一連の対応に係る抗議の申し入れを行っており、当該保険会社からは、謝罪とともに、今後同様のことが発生しないよう 全社員に周知するとともに原因等について報告する旨、関係改善に向けた回答を得ている。

#### 5 本件のポイント

局担当者が回収のために多くの労力をかけていたにもかかわらず不誠実な対応が改善されなかったが、委託によりA保険会社の対応が改善され、速やかに回収できたという事例。■件の債務だけの問題にとどまらず、労働局とA保険会社との関係について改善を迫る意味でも効果的な手法であったと考える。

## Ⅲ 契約のための起案文例

施 行 注 意										伢	:存期	베
,	•											3年
										專	<b>火の利</b>	<b>É</b> 81]
	•									甲	٠Ζ.	丙
局号・部		4-7	ф						_	-	_	
		起	案	平局		2 7	华		1	Я ——		<del>P</del>
		決	极	平历	ζ		年			月		Ħ
	•	施	行	平成		牟	月		Ð	印		
		公	田	平成		年	月		Н	印		
	•		起	案	担	当	者	\	氏	名	印	
		236.4	G 44-34	M	44.0	/ L ft Au					i	
	·	<b>安</b> 市	動基準 労災	P部 《保険		と補償 ナ専門		(	00	0	С	印
標 超						-						
		<b>.</b>								_		,
第三者行為	災害に係る求債債権	をの回	到収入	孫0.	来	务委	託契	利	こつ	いて		
										····		
局 長												
労働基準部長												
労災補	<b>黄</b> 課長				<del></del>			,				
労	 災管理 <b>調整官</b>									•		
	地方労災補償監察	条官	**********									
	費用徵収専門	門官								<del></del>		
	<b>労災保険給</b> (		 在"音"									
総務部長	····								,		<del></del>	
総務	課 長 糸	急務認	<b>以</b>	佐								
						会	計第	<b>—</b>	天天			
						会	 計第		 兵長	•		

	in i
標記について、野	
賠償金の求償債権に	
「求償債権の回収学	
に基づき、下記のと	とおり弁護士へ委託することとしてよろしいかお伺いいたします。
	記
1 回収業務を委請	モする債権
(1) 債務者1	任意保険会社
	担当部署 〇〇損害サービス課
	所在地 ○○市△△町1-2-3
債務者 2	
	所在地 ○○市××町4-5-6
(2)債権額	
(3)債務内容	甲に係る損害賠償金債権
<u> </u>	
2 委託事案の概要	要(争点) ————————————————————————————————————
別紙1のとおり	) 。 
なお、本件につ	ついては、労災法務専門員へ相談したところ、請求額で回収すべき
との見解を得てい	`る。
3 委託弁護士及び	<b>ド選定理由</b>
(1)事務所	●●法律事務所(○○市□□町7-8-9)
(2)氏 名	00 00 .
(4)委託理由	交通事故に関する訴訟事案に精通し、前年度にも債権回収業務委

託の成功実績がある。また、本件債務者との間に契約等を締結して
いるものではないことを確認済みである。
4 契約期間
平成 第4 月 1 ~ 平成 1 年 月 1 日 日 までとする。
5 支出予定額
別紙2「求償債権の回収業務に係る報酬算出表」に基づき支払うこととなるため、
最大で以下のとおりとなる見込み。
最低保証額 200,000円
. 回収額比例額
報酬額計
※ 契約年度中に債権回収に至らない場合も、本年度末に最低保証額のみ支給する。
※ 旅費については、当該旅費を支給することが適当と判断した場合に、「国家公務
員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)」により報酬とは別に支給する。
6 予算支出予定科目及び工事コード
労働保険特別会計 労災勘定
(項) 業務取扱費 保険給付に必要な経費
報酬額(目) 諸 謝 金 工事コード 1222
旅費(目) 委員等旅費      同上
なお、予算については、四半期毎に本省に報告する「債権回収業務契約報告書」(別
紙3)に基づき、委託業務終了時に本省から示達される。
-
7 支出負担行為担当官による契約については総務課において別途起案する。

## 1 事案の概要

- (1) 災害発生年月日 平成 ■年 ■月■日
- (2) 事故の当事者 第一当事者 甲 第二当事者 乙■
- (3) 事故の状況

乙が運転する普通貨物自動

が、

走行していたのである。のセンターラインを越えて対向車線側の歩道上で

(4) 労災保険給付状況

甲は、負傷当初は第二当事者側の自動車保険で対応するとしていたが、平成 ■年 月 目に第一当事者から療養給付たる療養の給付請求書が提出され、負傷日に遡って 労災保険給付への請求が行われたもので、業務上災害と認定し労災保険給付を行って いる。

なお、現在までの給付額はである。

## 2 争点

(1) 本件に係る不真正連帯債務者への求償状況

ア 第二当事者である甲(求償不能)

イ 甲が契約する自賠責保険(求償済み) 請求済みで が支払われている。

- ウ 甲が契約する自動車保険(平成 ■年 月 日納入告知) 免責を主張し、保険対応を行っていない。(何度照会しても理由の回答がない。)
- エ (平成 ■年 月 ■日納入告知) 自動車保険会社に本件に係る対応を依頼するとしている。
- (2) 納入見込み
  - (1)のウ及びエに対して納入告知を行っているが、現時点まで未納である。
- 3 回収に当たっての困難点

本件については、納入告知までに〇回にわたり、上記2に係る法務相談を労災法務専門員に行い、その助言に基づき債務者への説明を続けてきたものであるが、現時点まで回収に至っていない。